

国立大学法人岐阜大学中期計画

平成28年	3月31日	文部科学大臣認可
平成29年	3月29日	文部科学大臣変更認可
平成30年	3月30日	文部科学大臣変更認可
平成31年	3月29日	文部科学大臣変更認可

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

- ①-1 地域の教育を支える人材を養成するため、理論と実践の往還型学修（ACTプラン）の教育効果をさらに高めることにより、ミッションの再定義に記載した教育学部卒業生の岐阜県における小学校教員の占有率を40%確保する。教職大学院においては教員就職率100%を目指すとともに、岐阜県教育委員会と連携した学校管理職養成コースを平成29年度までに設置する。【1】
- ①-2 医学分野においては、地域及び世界に貢献できる人材を養成するため、医療者教育フェローシップ・プログラムの構築など教育関係共同利用拠点としての取組を推進し、第3期中期目標期間中に同プログラムへの参加者数を120名以上確保する。獣医学分野においては、鳥取大学との連携による共同獣医教育プログラムを平成31年度に検証し改善する。【2】
- ①-3 豊かな国際感覚を備えた人材を養成するため、平成28年度に地域科学部に国際教養コースを設置し、学外研修や多文化共生型の教育プログラムを実施する。【3】
- ①-4 生命科学分野、環境科学分野、ものづくり分野における人材を養成するため、理工系修士課程にリベラルアーツを含むデザイン思考の共通教育科目を平成29年度までに2科目以上開講するとともに、インフラマネジメントに関する教育プログラムを開講し、イノベーションを支える教育プログラムを実施する。【4】
- ②-1 教育の質を保証するため、アウトカム検証、教学IRの結果に基づいて教育に関する3つの方針（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）を平成29年度までに見直すとともに、シラバス、教育方法、成績評価などに関する教学マネジメントの強化と新たなポリシーに基づく教育を平成30年度までに実施する。【5】
- ③-1 学士課程教育のグローバル化を推進するため、全学共通教育において各学部の

人材養成に応じた英語運用能力の基準と目標を平成 28 年度に定め、それに基づき組織化された教員集団による英語教育を実施する。【6】

- ④-1 学生の主体的な学修活動を推進するため、学生参加、共同学修などのアクティブ・ラーニングを取り入れた授業を平成 30 年度までに各学部で 4 科目以上開講する。【7】

（2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ①-1 教育推進・学生支援機構は学部・研究科と連携して学生による授業評価、教員のリフレクション、ナンバリング・システムの導入、FD活動等に基づく全学的な点検・評価・改善の実施体制（PDCAサイクル）を確立する。【8】
- ②-1 社会人のニーズに応じた教育プログラムを提供するとともに、公開講座、夜間・土日の開講、ICTの活用など、社会人が学びやすい受講環境を整備する。【9】

（3）学生への支援に関する目標を達成するための措置

- ①-1 教育推進・学生支援機構は学部・研究科と連携してそれぞれ実施している学生への学修支援、生活支援などの支援内容を確認するとともに、役割を明確にした上で実施する。特に障がいのある学生への学修支援、留学生への健康管理支援などに対応する協力体制を確立する。【10】
- ①-2 学生のキャリア形成や就職活動を支援するため、全学共通教育で開講しているキャリア形成科目やインターンシップ科目の受講者に対してアンケート調査を行い、その結果に基づいて授業を改善する。【11】
- ②-1 支援学生の増大につなげるため、応援奨学生制度、学生の短期海外研修制度に対する支援額を平成 33 年度までに平成 27 年度比で 20%以上拡充する。【12】
- ③-1 学部を超えた学生の主体的な交流の場としてのアカデミック・コモنزの利用を促進するため、アカデミック・ラーニング・サポート（アカデミック・コモنزにおける主体的学修を促進するための組織）において、学修相談、履修相談、自主ゼミ等の活動を支援できる体制を確立するとともに、その活動を担うスチューデント・アシスタント（SA）を年間 5 名以上育成する。【13】

（4）入学者選抜に関する目標を達成するための措置

- ①-1 多面的・総合的な評価など入学者選抜の方法を改善するため、入学時関連情報と卒業・修了時関連情報を分析し、その結果に基づきアドミッション・ポリシー

一を平成 29 年度までに見直す。【14】

- ①-2 国際人として身に付けるべき英語によるコミュニケーション力や普遍的な多様性・異文化理解力等を涵養するため、各研究科での人材養成に応じた英語運用能力の基準と目標を定め、入学試験に語学検定試験を活用した学力評価を平成 30 年度までに導入する。【15】
- ②-1 地域の教育の拠点としての役割を果たすため、岐阜県教育委員会等と連携して教育学部の入学者選抜に地域枠などを第 3 期中期目標期間中に導入する。【16】

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- ①-1 糖鎖科学研究を基軸とし、比較腫瘍、人獣共通感染症、新規創薬などの医学・獣医学・薬学連携研究をはじめとする次世代生命科学研究を推進し、その研究成果を社会に還元する。【17】
- ①-2 環境科学、特に流域圏保全学分野において、森林・水資源及びこれらに関わる物質動態の管理方策を提案するための研究を推進し、自然環境と人間社会の持続性に資する情報を発信する。また、岐阜県との連携により流域圏保全や防災に関する研究を推進し、研究成果を社会に還元する。【18】
- ①-3 再生可能エネルギーも含めた効率的な長期保存を視野に入れたエネルギー貯蔵技術及び安定的活用を発展させる次世代エネルギー研究を推進し、その成果を社会に還元する。【19】
- ①-4 複合材料など新素材と次世代金型の研究を推進し、その成果を社会に還元する。【20】

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ①-1 糖鎖科学研究を基軸とし、比較腫瘍、人獣共通感染症、新規創薬などの医学・獣医学・薬学連携研究をはじめとする次世代生命科学研究を推進するため、研究拠点を平成 29 年度までに設置する。【21】
- ①-2 森林・農地、水環境、流域情報を俯瞰する流域圏保全学を学際的研究分野とする全国的な研究拠点として強化する。【22】
- ①-3 複合材料など新素材の研究と次世代金型の研究を行うものづくり拠点として、次世代金型技術研究センターを平成 28 年度に設置する。【23】

- ①-4 各研究拠点における研究推進体制を強化するため、研究推進支援人材を研究推進・社会連携機構に配置する。【24】
- ②-1 大学全体の研究レベルを上げるため、IR分析を踏まえ、リサーチ・アドミニストレーター（URA）による個々の教員に適した支援や助言を含め全学的な研究支援を行うことにより、学術論文公表数を平成33年度までに平成27年度比で5%以上向上させる。【25】

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

- ①-1 「次世代地域リーダー育成プログラム」を実践し、地域を知り、地域の課題を見つけ、地域の課題解決に向けて行動する「地域リテラシー」を習得した「地域志向人材」を平成29年度以降、毎年20名以上、社会に送り出す。【26】
- ①-2 地域の課題発掘及び地域の課題解決に取り組むため、多様な人々が集う「場」としてのフューチャーセンターの運用等を行う。【27】
- ①-3 地域の課題解決に取り組むため、地域ニーズを踏まえた学際的研究など地域志向研究活動を推進する。【28】
- ①-4 「地」×「知」の拠点として継続的・発展的に事業が推進できる体制を構築するため、地域協学センター専任教員を複数名配置するなど学内資源の再配分を行う。【29】
- ②-1 地域コミュニティの再生や地域産業の活性化、人口流出抑制・地元定着率向上に向けた地域活性化・振興策についての教育・研究を実施する。【30】
- ②-2 広く地域の要請と期待に応え、地域が抱える諸問題に適確に対応するため、『岐阜大学地域戦略ビジョン（仮称）』を平成28年度に策定し、実行する。【31】
- ③-1 岐阜県中央家畜保健衛生所と協働して産業動物の衛生学を中心とした実践的獣医学教育プログラム（産業動物衛生管理総合教育）を実施する。【32】
- ③-2 清流の国ぎふ防災・減災センターと協働して岐阜県に特有の自然災害に関する防災・減災のための調査研究並びに地域における防災リーダー育成事業を実施する。【33】
- ④-1 産学連携に関する広報活動等の拡充を通じて共同研究を推進し、第3期中期目標期間中の共同研究契約総額を第2期中期目標期間の総額比で15%以上増加さ

せる。【34】

- ④－2 地域産業界のニーズに応える研究活動を推進するとともに、研究成果の権利化を進め、第3期中期目標期間中の特許出願件数を第2期中期目標期間の件数比で10%以上増加させる。【35】
- ④－3 自治体及び金融機関と連携し、地域の特徴を活かしたプロジェクトを創出するなど、地域産業の振興を支援する。【36】

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

- ①－1 大学の国際化を推進するため、複数の協定大学への海外共同実験室の設置・活用やダブルディグリー・プログラムを推進するとともに、平成31年度を目途にジョイントディグリー・プログラムを整備し実施する。【37】
- ①－2 海外高等教育機関との連携ネットワークの強化、インターンシップの推進、教育研究活動への適切な参画モデルの策定等により、外国人留学生の修学・就職支援を強化する。【38】
- ①－3 日本人学生の短期海外研修制度の活用や海外留学モデルの構築等により、日本人学生の海外留学生数及び派遣学生数を第3期中期目標期間中に延べ500名以上にする。【39】
- ①－4 教員の海外研修及び海外留学を推進するとともに、事務職員を対象とした海外実務研修制度を整備する。【40】
- ①－5 地域企業のグローバル化に関するニーズ等を踏まえ、本学の国際化活動に関してIR分析を行い、地域社会のグローバル化支援に活用する。【41】
- ①－6 応用生物科学研究科及び工学研究科における秋入学を活用した英語による教育コースの点検・改善及び地域科学部における国際教養コースの設置等により、日本人・留学生の混在型教育を実施する。【42】

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

- ①－1 地域連携の基盤に立ち、先進・高度医療、難治性疾患等の拠点病院機能を強化するとともに5疾病5事業（5疾病：がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患、5事業：救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児救急医療を含む小児医療）に関して更なる先進的な医療が行えるよう

機能を強化する。【43】

- ②－1 診療参加型臨床実習及び初期臨床研修による卒前から卒後臨床研修までの一体的な教育体制を強化するとともに、地域連携プログラムを利用し、自治体等と連携して、地域医療を担う人材を育成する。【44】
- ③－1 先端医療・臨床研究推進センターの運営基盤を整備するとともに、近隣の医療系大学との共同研究や中部先端医療開発円環コンソーシアムにおける他の大学附属病院等との協力体制を活かし、先進的な臨床研究の推進及び医療技術の開発を行う。【45】
- ④－1 多角的な経営分析に基づく迅速な経営判断を行うため、病院長経営戦略室に経営課題毎のプロジェクトチームを設置し検討を行う。また、その検討結果に基づき、コスト削減等の経営改善を行い、経営基盤を強化する。【46】
- ⑤－1 院内各部署の災害時の病院機能の継続（BCP）を一元化して、方針・計画を発展的に見直すとともに、実施及び運用等の取組フローを整備し、継続的な改善により不足している点についての対応策を構築する。また、地域医療機関等との連携を強化し、県の災害基幹病院として求められる役割を遂行する。【47】

（3）附属学校に関する目標を達成するための措置

- ①－1 学校現場が抱える教育課題の解決に寄与するため、附属学校の教育目標のもとに各教科や特別活動等の教材と指導方法を開発し、その成果を岐阜県小・中学校教科研究部会や地域の学校等に還元するとともに、教育学部・教育学研究科の教育・研究に反映する。【48】
- ①－2 教育学部・研究科の協力の下、ICTの活用やグループワークを通してアクティブ・ラーニングを推進するとともに、その教育成果を学部教育、大学院教育に還元する。【49】
- ②－1 教育学部が取り組んでいる理論と実践の往還型学修（ACTプラン）を更に強化するため、1年生を対象とした観察実習（トライアル）と3年生を対象とした教育実習（プラクティス）の教育効果を検証し、新たな時代に対応した教育実習の指導体制を整備する。【50】
- ②－2 教育学部・教育学研究科の教員の実践的指導力を高めるため、附属学校における授業観察、教材開発、授業実践等の受入体制を整備することにより、学校現場における同学部・研究科教員の指導経験の割合を平成33年度までに80%以上とする。【51】

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- ①-1 迅速、適確な意思決定やリスク・マネジメントなどガバナンス機能の強化に向けて継続的に大学経営・組織運営体制の見直し・改善を行う。【52】
- ①-2 教員組織の若返りを図り、本学の教育・研究活動等に意欲を持って取り組む教育職員を増やすため、平成 28 年度以降に採用する助教には原則としてテニユアトラック年俸制を適用し、年俸制適用の専任教員の割合を平成 33 年度までに 10%以上とする。【53】
- ①-3 効果的かつバランスの取れた組織運営を行うため、全学的視点や社会的要請等を勘案した取り組みに対し、学内資源の再配分を戦略的に行うとともに、経営協議会の外部委員等の意見を活用する。【54】
- ①-4 学長のリーダーシップが発揮できる環境に関する事項、ガバナンスや内部統制に関する体制等について内部監査を定期的実施する。また、監事機能強化の趣旨を踏まえ、監事監査の結果等については、監事との協議により引き続き業務に適切に反映させる。【55】
- ①-5 40 歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化するため、若手教員の雇用に関する計画に基づき、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員（いわゆる承継枠）としての雇用を促進し、承継枠における若手教員の比率を平成 33 年度までに 20.4%以上とする。【56】
- ②-1 女性・若手・外国人・障がい者等多様な人材の能力を、大学組織が必要とする創造性・革新性、変化への柔軟性を高める観点から活用する。特に、教員に占める女性の割合を平成 33 年度までに 21%以上に増やす。【57】
- ②-2 育児・介護等にあたる研究者のニーズを踏まえ、研究補助員配置制度の利用促進など、研究支援体制を強化する。また、女性研究者の研究力向上につなげるため、近隣大学や民間企業等と連携して、平成 33 年度までの期間において、学内公募型の研究費助成制度により、10%以上の女性研究者を支援する。【58】
- ②-3 意欲と能力のある女性職員の登用促進策を検討実施し、管理職における女性の登用率を平成 33 年度までに 7.8%以上とする。【59】
- ③-1 年俸制の導入に合わせて教育職員個人評価制度を見直し、評価結果を数値化することによりメリハリのある評価システムを構築する。【60】

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- ①-1 IR機能を積極的に活用し、学部・研究科の人材育成像、社会構造の変化等を踏まえた教育研究組織の点検・見直しを行う。【61】
- ①-2 社会環境の変化等に対応した理工系人材を育成するため、修士課程を中心とした再編整備を行う。【62】
- ①-3 大学院連合獣医学研究科の再編を含め、大学院における獣医学教育を充実する。【63】
- ①-4 所属の枠を超えた全学的な教員組織体制を整備し、機動的な組織運営を行う。【64】

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ①-1 職員研修、資産運用等の事務処理の改善に向けて東海地区の国立大学法人間連携による取り組みを進める。【65】
- ①-2 業務フローの点検・見直しを行い、電子決裁による業務フローシステムを構築する。【66】
- ①-3 年齢構成、業務経験等を考慮した適正な人事配置を行うとともに、本学の卒業生や民間企業等の勤務経験者など多様な人材を採用する。【67】

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ①-1 プロジェクト・ディレクター制度（科学研究費助成事業の申請書作成支援制度）を見直して個々の教員に適した支援体制を確立し、科学研究費助成事業の第3期中期目標期間中の目標総額を48億円とする。【68】
- ①-2 必要となる獣医師を確保するとともに大型診療機器を計画的に更新するなど、中部地域における高度先進獣医療を提供する中核動物医療施設としての機能を強化するため、附属動物病院の自己収入を増加させる。【69】
- ①-3 留学生支援、国際交流、特色ある研究活動及び地域貢献などを充実・発展させ

るため、卒業生・地元企業・職員への募金依頼を積極的に行い、岐阜大学基金の第3期中期目標期間中の受入目標総額を1億5千万円とする。【70】

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ①-1 財務分析に基づいた適切な予算管理や配分を通じて、改革ビジョンに沿った事項へ学内資源を重点配分する。【71】
- ①-2 教職員のコスト削減に関する意識の徹底、各種契約の見直しなどにより、業務費に対する一般管理費の比率を3.2%未満に抑制する。【72】

3 資産運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ①-1 土地、建物などの利用状況の点検・評価を行い、外部への貸出等有効活用を進める。【73】
- ①-2 有価証券、預貯金等の収益を学長裁量経費の財源として充てるため、有価証券等を引き続き安全で効率的に運用する。【74】

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ①-1 評価室の行う評価業務を継続的に見直し、評価室規程や評価業務実施要項、評価方針等を改正し、評価業務をより適切に実施する。【75】
- ①-2 保有データや分析結果の共有などを通じ、評価業務における評価室とIR室の連携を強化する。【76】
- ①-3 ミッションの再定義で明らかとなった各組織の特性や強みについて組織評価を実施する。【77】

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

- ①-1 効果的な情報発信を行うため、広報内容に応じて、発信の時期、内容及び媒体の選択等を戦略的に企画・実施するとともに、その効果を随時検証し、広報方

法を改善する。【78】

- ①-2 閲覧者の目的に応じた情報の提供ができるよう、本学ウェブページにおける情報内容及び提示方法を検証し改善する。【79】
- ①-3 海外協定大学との連携活動を、国際版ウェブページを介して相互発信することにより、国際的な情報発信力を強化する。【80】

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ①-1 キャンパスマスタープランに基づき、計画的な整備を行う。【81】
- ①-2 強みや特色を生かした教育研究の充実に向け、環境へ配慮した大学運営を行うとともに、既存施設の点検を行い、点検結果に応じ活用方法を改善する。【82】
- ①-3 P F I 事業（岐阜大学総合研究棟施設整備事業）を引き続き推進する。【83】

2 安全に関する目標を達成するための措置

- ①-1 学生、教職員の安全環境に対する意識向上に資するため、対象者ごとにきめ細かい各種講習会（作業環境測定説明会、薬品管理支援システム取扱説明会等）を実施し、災害、事件・事故等や日常業務に対応する安全衛生教育を推進する。【84】
- ①-2 大規模災害等に対する危機管理体制について点検を行い、体制を強化する。【85】

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

- ①-1 学内規則を含めた法令遵守を徹底するため、法令遵守に関するマニュアルを改訂するとともに、教職員に対する研修を実施する。【86】
- ①-2 情報管理を徹底するため情報セキュリティ最高責任者（C I S O）のもとに設置された情報管理対策室を中心に、定期的な情報セキュリティ管理体制の点検、全構成員に対する情報セキュリティ教育の徹底などを実施する。【87】
- ②-1 研究不正、研究費不正に対する啓発活動や監査機能を強化するとともに、対象者ごとに参加を義務付けたきめ細かい研修を実施する。【88】

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

2,837,698 千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

- ・応用生物科学部附属岐阜フィールド科学教育研究センター位山演習林の土地の一部（岐阜県下呂市萩原町山之口字曲り木1797番1（2,998.43㎡））を譲渡する。

2 重要な財産を担保に供する計画

- ・附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地を担保に供する。

IX 剰余金の使途

毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、

- ・教育、研究、診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・岐阜大学総合研究棟施設整備事業（PF1） ・総合研究棟改修Ⅳ（工学系） ・小規模改修	総額 1,261	施設整備費補助金（985百万円） （独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 （276百万円）

（注1）施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

（注2）小規模改修について平成28年度以降は平成27年度同額として試算している。
なお、各事業年度の施設整備費補助金、（独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

- （1）教員組織の若返りを実現するために、新規に採用する助教は原則としてテニユアトラック年俸制を適用する。
 - （2）教員に占める女性の割合及び管理職における女性の登用率を高める。
 - （3）年齢構成、業務経験等を考慮した適正な人事配置を行うとともに、本学の卒業生や民間企業等の勤務経験者など多様な人材を採用する。
 - （4）海外実務研修をはじめ、教職員の国際性向上に資する研修を実施する。
- （参考）中期目標期間中の人件費総額見込み 106,158百万円（退職手当は除く。）

3 中期目標期間を超える債務計画

（P F I 事業）

岐阜大学総合研究棟施設整備事業

- ・事業総額：2,740百万円
- ・事業期間：平成15年～29年度（15年間）

（単位：百万円）

年度 財源	H28	H29	H30	H31	H32	H33	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
施設整備費 補助金	165	169	—	—	—	—	334	0	334
運営費交付 金	32	28	—	—	—	—	60	0	60

（注）金額はP F I 事業契約に基づき計算されたものであるが、P F I 事業の進展、実施状況及び経済情勢・経済環境の変化等による所要額の変更も想定されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

(長期借入金)

(単位：百万円)

年度 財源	H28	H29	H30	H31	H32	H33	中期目標 期間小計	次期以降 償還費	総債務 償還費
長期借入金 償還金(大学 改革支援・学 位授与機構)	2,132	2,132	2,132	2,132	2,132	2,132	12,792	10,269	23,061

(注) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(リース資産)

該当無し

4 積立金の使途

教育、研究、診療に係る業務及びその附帯業務

別表（収容定員）

学 部	教育学部	1,000 人
	（うち 教員養成に係る分野	1,000 人）
	地域科学部	420 人
	医学部	950 人
	（うち 医師養成に係る分野	610 人）
	工学部	2,100 人
	応用生物科学部	840 人
	（うち 獣医師養成に係る分野	180 人）
研究科	教育学研究科	138 人
	〔うち 修士課程	88 人〕
	専門職学位課程	50 人〕
	地域科学研究科	40 人
	（うち 修士課程	40 人）
	医学系研究科	204 人
	〔うち 修士課程	16 人〕
	博士課程	188 人〕
	工学研究科	81 人
	（うち 博士課程	81 人）
	自然科学技術研究科	750 人
	（うち 修士課程	750 人）
	共同獣医学研究科	18 人
	（うち 博士課程	18 人）
	連合農学研究科	60 人
	（うち 博士課程	60 人）
連合獣医学研究科	6 人	
（うち 博士課程	6 人）	
連合創薬医療情報研究科	18 人	
（うち 博士課程	18 人）	

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。) 、 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成28年度～平成33年度 予算

大学等名 岐阜大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	66,914
施設整備費補助金	985
船舶建造費補助金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	276
自己収入	141,886
授業料及び入学料検定料収入	26,978
附属病院収入	112,351
財産処分収入	0
雑収入	2,557
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	12,370
長期借入金収入	0
計	222,431
支出	
業務費	193,453
教育研究経費	96,449
診療経費	97,004
施設整備費	1,261
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	12,370
長期借入金償還金	15,347
計	222,431

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額106,158百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成29年度以降は平成28年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人岐阜大学職員退職手当規則及び国立大学法人岐阜大学役員退職手当規則に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

- 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [基幹運営費交付金対象事業費]

- ①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。D (y - 1) は直前の事業年度におけるD (y)。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
 - ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。
 - ・ 学長裁量経費。
- ②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。
- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の person 費相当額及び教育研究経費。
 - ・ 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の person 費相当額及び教育研究診療経費。
 - ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の person 費相当額及び事業経費。
 - ・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の person 費相当額及び管理運営経費。
 - ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。
- ③「機能強化経費」：機能強化経費として、当該事業年度において措置する経費。

[基幹運営費交付金対象収入]

- ④「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成28年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外。）
- ⑤「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成28年度予算額を基準とし、第3期中期目標期間中は同額。

II [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [附属病院運営費交付金対象事業費]

- ⑦「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要となる person 費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。I (y - 1) は直前の事業年度におけるI (y)。
- ⑧「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象収入]

- ⑨「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。K (y - 1) は直前の事業年度におけるK (y)。

$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$

1. 毎事業年度の基幹運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{A(y) = D(y) + E(y) + F(y) - G(y)}$$

$$(1) D(y) = D(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) E(y) = \{E(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \pm T(y) \\ + U(y)$$

$$(3) F(y) = F(y)$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

D(y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

E(y) : その他教育研究経費 (②) を対象。

F(y) : 機能強化経費 (③) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

G(y) : 基準学生納付金収入 (④)、その他収入 (⑤) を対象。

S(y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T(y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U(y) : 教育等施設基盤調整額。

施設マネジメントにおける維持管理の状況に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特設要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{B(y) = H(y)}$$

H(y) : 特設要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{C(y) = \{I(y) + J(y)\} - K(y)}$$

$$(1) I(y) = I(y-1) \pm V(y)$$

$$(2) J(y) = J(y)$$

$$(3) K(y) = K(y-1) \pm W(y)$$

I(y) : 一般診療経費 (⑦) を対象。

J(y) : 債務償還経費 (⑧) を対象。

K(y) : 附属病院収入 (⑨) を対象。

V(y) : 一般診療経費調整額。

直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

W (y) : 附属病院収入調整額。

直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ) : 機能強化促進係数。△1.2%とする。

第3期中期目標期間中に各国立大学法人における教育研究組織の再編成等を通じた機能強化を促進するための係数。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、運営費交付金で措置される「機能強化経費」及び「特殊要因経費」については、平成29年度以降は平成28年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、大学改革支援・学位授与機構施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成28年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成28年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「教育研究組織調整額」、「教育等施設基盤調整額」、「一般診療経費調整額」及び「附属病院収入調整額」については、0として試算している。また、「政策課題等対応補正額」については、平成29年度以降は、平成28年度と同額として試算している。

2. 収支計画

平成28年度～平成33年度 収支計画

大学等名 岐阜大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	218,439
經常費用	218,439
業務費	197,020
教育研究経費	22,452
診療経費	56,244
受託研究費等	7,667
役員人件費	691
教員人件費	61,618
職員人件費	48,348
一般管理費	5,798
財務費用	1,352
雑損	0
減価償却費	14,269
臨時損失	0
収入の部	223,363
經常収益	223,363
運営費交付金収益	66,887
授業料収益	22,035
入学金収益	3,268
検定料収益	867
附属病院収益	112,351
受託研究等収益	7,667
寄附金収益	4,523
財務収益	120
雑益	2,437
資産見返負債戻入	3,208
臨時利益	0
純利益	4,924
総利益	4,924

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

平成28年度～平成33年度 資金計画

大学等名 岐阜大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	224,985
業務活動による支出	202,817
投資活動による支出	4,267
財務活動による支出	15,347
次期中期目標期間への繰越金	2,554
資金収入	224,985
業務活動による収入	221,170
運営費交付金による収入	66,914
授業料及び入学料検定料による収入	26,978
附属病院収入	112,351
受託研究等収入	7,667
寄附金収入	4,703
その他の収入	2,557
投資活動による収入	1,261
施設費による収入	1,261
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前中期目標期間よりの繰越金	2,554

注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業にかかる交付金を含む。